

第33回浜中町農業委員会総会議事録

1 日 時 令和8年3月27日（金） 午前10時00分

2 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3 出席委員 12名

1 番 妹 尾 伸 二

2 番 嵯 峨 弘 巳

3 番 押 切 秀 志

4 番 新 井 功 仁 恵

6 番 阿 部 栄 子

7 番 篠 原 弘

8 番 齋 藤 晃 佳

9 番 谷 口 正 明

10 番 宮 崎 義 幸

11 番 工 藤 均

12 番 百 々 栄 二

13 番 白 川 英 之

4 出席職員 3名

事務局長 酒 井 美 和 子

農政係長 埴 見 堅

農地係 前 田 一 成

5 議 事

- | | | |
|--------|---------|---|
| 日程第 1 | | 総会成立報告 |
| 日程第 2 | | 開会 |
| 日程第 3 | | 議事録署名委員の指名 |
| 日程第 4 | | 会期の決定 |
| 日程第 5 | | 会務報告 |
| 日程第 6 | 議案第 1 号 | 農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について |
| 日程第 7 | 議案第 2 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について |
| 日程第 8 | 議案第 2 号 | 農地法施行規則第 29 条第 4 号及び第 53 条第 4 号の規定による申出について |
| 日程第 9 | 議案第 3 号 | 農業経営基盤強化促進事業による利用権設定等申出について |
| 日程第 10 | 議案第 4 号 | 農用地利用集積等促進計画を定めるべきことの要請について |
| 日程第 11 | 議案第 5 号 | 農業経営基盤強化促進事業による農用地買入協議について |
| 日程第 12 | 議案第 6 号 | 浜中町農業振興地域整備計画の変更について |
| 日程第 13 | 議案第 7 号 | 令和 8 年度最適化活動の目標の設定等について |
| 日程第 14 | 議案第 8 号 | 次回総会日程（予定）について |

事務局 長	第33回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、ご報告申し上げます。
	本日の会議の出席委員は、在任委員12名のところ12名の出席であります。よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本日の総会が成立しておりますことをご報告申し上げます。
	それでは、開会にあたり会長よりご挨拶をいただきます。
議 長	皆様おはようございます。
	第33回総会に全員のご出席をいただきましてありがとうございます。
	今年は、彼岸荒れもなく例年より早い春が来ようとしております。しかし、世界の情勢は一刻一刻変化してきて、この先どこに向かうのかわからない状況が続いております。
	私たちの営農活動にも大きな影響が出てきており、石油製品の値上がりは顕著に出始めています。早い収束を願うばかりであります。
	私たち農業委員の任期もあと4か月余りとなりました。残り少ない期間であります。来月から予定しております農業基盤強化促進事業による現地調査や利用関係の調整の業務が各地で行われることになっておりますので、皆様方のご協力をよろしくお願いいたしますと思います。
	本日は、議案を8件提案させていただいております。慎重審議をお願いして、開会のあいさつとさせていただきます。
	日程第3 議事録署名委員の指名を行います。
	本日の会議の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定により、議長において、8番齋藤委員、9番谷口委員を指名いたします。
	日程第4 会期の決定を議題とします。
	本総会の会期は、本日1日としたいと思います。これにご異議ございませんか。
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。
	よって、本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。
	日程第5 会務報告をいたします。事務局より報告させます。
	前回総会から本総会までの間の、会務についてご報告申し上げます。
事務局 長	2月27日、「令和7年度釧路地方農業委員会事務局協議会職員研修会」が釧路市で開催され、事務局3名が出席しております。
	研修会では、北海道農業会議の佐藤次長より、令和9年度に予定している農地法

制の改正内容について説明が行われ、その後、各市町村からの懸案事項について討議が行われたところでございます。

3月4日～11日、「令和8年第1回浜中町議会定例会」が役場本庁で開催され、私が出席しております。

一般質問者は4名で、津波避難タワー建設の財源について、湯沸山の鹿対策について、嶮暮帰島の利用についてなど、7点について議論が交わされ、また、町長からは令和7年度会計補正予算、令和8年度町政執行方針、令和8年度各会計当初予算など30議案が提案され、慎重な審議を経て6日間の日程を終了しております。

3月16日、「令和7年度第2回釧路地方農業委員会連合会役員会」が標茶町で開催され、白川会長と埴見係長が出席しております。

3月16日、「農地転用に係る現地調査」を茶内第一地区で実施し、妹尾委員、嵯峨委員、宮崎委員、事務局2名で調査を行っております。

対象地については、〇〇〇〇氏の所有地でございますが、〇〇〇〇〇〇〇を増設するための現地確認でございます。

詳細については、議案第3号で説明しますので、ご審議をお願いいたします。

3月18日～19日、「一般社団法人北海道農業会議第100回総会及び令和7年度市町村農業委員会会長・事務局長研修会」が札幌市で開催され、白川会長と私が出席しております。

3月22日、「衆議院議員 鈴木貴子・北海道議会議員 桐木茂雄合同新春交礼会」が総合文化センターで開催され、白川会長が出席しております。

3月25日、「第6回農政部会」を開催し、農政部会委員4名と白川会長、嵯峨職務代理、事務局3名が出席しております。

本日の総会に提案しております 令和8年度農地最適化活動の目標の設定等について協議を行っております。

以上、会務報告の説明を終わります。

議 長

事務局より報告が終わりました。
ただ今の会務報告を含め本日の議案関係以外で質問等があればこれを受けます。

各 委 員

(なしの声)

議 長

ないようなので、これで会務報告を終了します。

事 務 局 長

日程第6 議案第1号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第1号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第18条では、「農地又は採草放牧地の賃貸借の当事者は、都道府県知事の許可を受けなければ、賃貸借の解除、解約の申入れ、合意による解約をしてはならない。ただし、合意による解約が、土地を引き渡すこととなる日より6ヶ月以内前に成立し、その旨が書面において明らかである場合は、この限りでない。また、その解約が行われた場合には、農業委員会にその旨を通知をしなければならない。」とされております。

本案は、1件の届出でございますが、整理番号1は、西円朱別西〇〇線〇〇番地〇、〇〇〇〇氏が、〇〇〇〇〇氏より賃貸借していた土地の合意解約で、対象地は茶内西〇線〇〇〇番〇、ほか〇筆、面積〇万〇、〇〇〇. 〇〇㎡、契約期間は令和〇年〇月〇〇日から令和〇年〇〇月〇〇日までとなっており、この度の解約により令和〇年〇月〇〇日に土地の引き渡しが行われております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては、農政係長より説明させていただきますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農 政 係 長

(詳細説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから議案第1号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番妹尾委員。

妹 尾 委 員

〇〇〇番〇は、現況農地採草放牧地以外になっていて建物が建っていますが、公簿地目は畑のままですか。

事 務 局

当初からの流れを説明させていただきます。令和〇年〇月〇〇日時点の契約当時は、〇〇〇番〇と〇はまだ分割されていなく、〇〇〇番〇だけでした。それを契約後に建物がある部分を現況証明で変更したという経緯があります。その後、〇〇さんより〇〇〇〇〇〇〇を建設したいという申出があって、ここは元々〇〇〇〇に〇〇〇〇さんが売る予定の土地でしたが、〇〇〇〇に売って〇〇〇〇の名義になると、〇年間貸し付けを受けている間は農地転用できないとのことでしたので、それで〇〇さんが農地法3条で売買を受けて、売買を受けた農地を転用していくということで、最終的に分筆の状況になりました。そして当時〇〇〇番のときから公簿地目は畑でして、これを分筆するといっても、公簿地目そのものは、当初の畑のままで登記されることになります。

もしも自分で地目変更を行いたいということとなれば、法務局に申請して地目を変えていかなければならないということで、分筆する時に自動的に地目が変わるものではありません。

借による権利の設定、整理番号3は、茶内西〇線〇〇番地〇、〇〇〇〇氏所有地、対象地は茶内西〇線〇〇〇番、ほか〇筆、面積〇万〇、〇〇〇. 〇〇㎡で、この土地を茶内西〇線〇〇〇番地〇、〇〇〇〇氏に賃貸借による権利の設定でございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細については前田主事より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

なお、本届け出については、議案関係資料の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしておりますことを申し添えいたします。

前 田 主 事

(詳細説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

続いて、担当委員より補足説明を受けます。

整理番号1について、11番工藤委員お願いします。

工 藤 委 員

整理番号1につきましては、議案第1号の説明や、ただいまの詳細説明にもあったとおり、〇〇さんが〇〇〇番〇の農地を購入し〇〇〇〇〇〇〇を建設するためということです。特に〇〇〇〇に来てから精力的に経営を進めているわけで、経営拡大のためには農用地として買い受けすることには問題ないです。

議 長

ありがとうございました。

次に、整理番号2について、8番齋藤委員お願いします。

齋 藤 委 員

この土地は以前〇〇さんの時だったころから〇〇〇〇が土地を管理していたので、今回と何ら変わることはないので、問題ないと思います。

議 長

ありがとうございました。

次に、整理番号3について、4番新井委員お願いします。

新 井 委 員

〇〇さんは、入植以来地道に経営を続けていて、農地管理もちゃんと行っているので、この農地を賃貸借するのに問題ないと思います。

議 長

ありがとうございました。

それでは、議案第2号の質疑を行います。本案については、整理番号2で〇〇番〇〇委員、〇〇番〇〇委員が、整理番号3で〇番〇〇委員が浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたします。

議案審議の順番につきましては、整理番号1の質疑、採決を行い、続いて整理番号2の審議を行ったあと、整理番号3の審議を行いたいと思います。

それでは、これから議案第2号の質疑を行います。
整理番号1について質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号2について質疑を行います。
〇〇番〇〇委員、〇〇番〇〇委員につきましては、ここで退席願います。

(〇〇委員、〇〇委員退席)

それでは、整理番号2の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号2を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

(〇〇委員、〇〇委員入室)

次に整理番号3について質疑を行います。
〇番〇〇委員につきましては、ここで退席願います。

(〇〇委員退席)

	それでは、整理番号 3 の質疑を行います 質疑ありませんか。
各 委 員	(質疑なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、整理番号 3 を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 よって、整理番号 3 は、原案のとおり可決されました。 (〇〇委員入室) 日程第 8 議案第 3 号 農地法施行規則第 2 9 条第 4 号及び第 5 3 条第 4 号の規定による申出についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。
事 務 局 長	議案第 3 号 農地法施行規則第 2 9 条第 4 号及び第 5 3 条第 4 号の規定による申出について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。 農地法施行規則第 2 9 条第 4 号及び第 5 3 条第 4 号の規定では、農地転用許可を不要とする特例の適用を受けようとする申出があったときは、農地法関係事務処理要領に基づき農業委員会が「周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないか検討」し、「必要に応じて、土地改良区その他の関係者の意見を聴く」ものとし、確認の結果、農地転用許可を不要とする特例が適用されると判断した場合は、都道府県の農地担当者にその判断の適否について意見を聴き、農業委員会の判断が適当である旨の回答があったときは、本特例が適用される旨を申出者に通知するとされております。 本案は 1 件の申出でございますが、整理番号 1 の申請者は、西円朱別西〇〇線〇〇番地〇、〇〇〇〇氏で、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の建設のため、関係農地〇筆、面積〇、〇〇〇．〇〇㎡のうち、〇、〇〇〇．〇〇㎡を転用しようとするものでございます。 現地調査につきましては、妹尾委員、嵯峨委員、宮崎委員、事務局 2 名により、3 月 1 6 日に実施しております。 以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、概略につきましては前田主事より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

前 田 主 事 (詳細説明するも省略)

議 長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから議案第3号の質疑を行います。
質疑ありませんか。

1 番妹尾委員。

妹 尾 委 員 15 ページの現地調査票の中で農地法適用関係で令和〇年〇月〇〇日所有権移転と書いているんですが、これってどういうことなんですか。総会前に所有権が移転されているんですか。

事 務 局 〇月〇〇日付けで所有権移転の売買契約が交わされておりまして、それで議案には原因となった契約ということで〇月〇〇日所有権移転と記載しております。
農地以外の普通の土地であれば、契約を交わし、お金を払った時点で通常は所有権移転となりますが、農地の場合は、その後農業委員会の許可が必要になりますので、先ほどの議案第2号で3条許可のご提案をしております。

妹 尾 委 員 総会で仮に許可されなかったらどうなるんですか。

事 務 局 そうなれば、無効になることとなります。

妹 尾 委 員 所有権は移転されたんですよね。

事 務 局 〇月〇〇日に契約が交わされ代金も支払われているので、普通の土地であれば、この時点で所有権移転が発生しますが、農地の場合は許可書が届いたときに所有権移転の発生となります。

総会で許可が下りたら、その後法務局での所有権移転登記にも許可書を添付書類として使いますので、農業委員会の総会に諮るということが必要になってまいります。

妹 尾 委 員 わかりました。

議 長 ほかに質疑ありませんか。

8 番齋藤委員。

齋藤委員	議案5ページの土地の引き渡しの時期って許可日以降となっていて、契約日はその資料には書いていないですが、農業委員会の許可を得て初めて指定されるのではないか。それで今言った、権利の設定時期は、例えば13ページにある5権利の設定何々の所の農地法第3条、権利の設定・移転の時期っていうのは〇月〇〇日というふうになっている。契約日と移転の時期と書いてあるので、今日になるのではないか。
事務局	農地法3条で許可を取った場合の権利の移転日は許可書が届いたときになりますが、13ページにある〇月〇〇日というのは、契約日を記載しているということでご理解願います。
妹尾委員	現地確認する前だし、それでよいなら別に現地確認も必要ないし。総会で上げる必要もない。権利が設定されてるなら。
事務局	現地確認は〇〇〇〇〇〇〇〇を建てるための確認ですので権利移転とは切り離して考えてもらえればと思います。
議長	確かに皆さんが釈然としないのが契約日と農業委員会の許可を受ける日がそれ以前に終わっているとすれば、妹尾委員が言ったように、必要ないのではないかという意見が出てくるのではないかと思います。民法と農業委員会の関係は詳しくない部分もあります。要するに法務局に出すには農業委員会の許可書が必要ということで、民法上の売買契約っていうのは、その前に行われてもかまわないということですか。
事務局	それはかまわないです。
妹尾委員	普通の土地だったら別に農業委員会の許可いらないから、契約書だけで移転できるけど、農地は農業委員会の許可がないと売買できないということですよね。 そこが、普通の土地と違うんだけど、普通の土地のような所有権移転ができるんだったら、農業委員会は別に許可がいらんんじゃないのか。
嵯峨委員	最終的には農業委員会の許可が無ければ売買ができないので、あくまでもこの〇月〇〇日の所有権移転って書いてるのは、所有権移転手続きをした日という捉え方でよいのではないか。確定するのは農業委員会の総会で確定するので、手続きをした日というような考え方でよいのではないか。
事務局	事務局としてもそのように捉えております。

齋藤委員	13ページの5では、しっかり権利の設定の時期と書いているので、これによれば農地法第3条による許可を得たのは、今日以降と思っているのですから、引き渡しの時期との違いはあるけど、やっぱりその農業委員会が許可しなければ、移転できない法律なんでしょう。契約はできるが登記はできないという。
事務局	そのとおりでして、農業委員会が許可書を出さなければ、名義替えはできません。
議長	民法の契約の関係については、前回の〇〇〇〇〇のように早くに契約は成立している。それから行くと、許可出る出ないは別として売買契約の日付はこれでいいと思います。
嵯峨委員	一般的な土地の売買に関しても最終的に売買手続きが完了するのはお金が振り込まれたとき。それが売買手続きの最終的な完了ということになるので、所有権移転の手続きをしたからそれで売買成立っていうわけではないんじゃないのかなと思います。
議長	法律の関係もありますのでもう少し調べてみます。法律上問題ないということであれば、今回の〇〇さんの〇〇〇〇の転用に関しては成立できると考えますがよろしいでしょうか。
各委員	(異議なしの声)
議長	ほかに質疑ありませんか。
各委員	(質疑なしの声)
議長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、議案第3号を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
各委員	(異議なしの声)
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。
	日程第9 議案第4号 農業経営基盤強化促進事業による利用権設定等申出についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長	議案第４号 農業経営基盤強化促進事業による利用権設定等申出について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。 農業経営基盤強化促進法第１６条では、「農業委員会は、認定農業者又は認定就農者から農用地について利用権の設定等を受けたい旨の申出があつた場合には、当該申出の内容を勘案して認定農業者又は認定就農者に対して利用権の設定等が行われるよう農用地の利用関係の調整に努めるものとする。」とされております。 本案は、売買による１件の利用権設定の申出でございますが、整理番号１は、姉別南〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏より、所有農地〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇．〇〇㎡について、売買による利用権の移転でございますが、以上の調整に係る調整委員のご指名について審議をお願いするものでございます。 以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、概略につきましては農政係長の方から説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。
農 政 係 長	(詳細説明あるも省略)
議 長	事務局より提案理由の説明が終わりました。 これから議案第４号の質疑を行います。 整理番号１について、質疑ありませんか。
各 委 員	(質疑なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、調整委員の指名を行います。お諮りします。 調整委員の選出については、議長からの指名ということにしたいと思ひます。 よろしいでしょうか。
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	異議がないようですので、私の方からご指名させていただきます。 まず整理番号１については、農地部会の方々にお願いしたいと思ひま、さらに姉別地区委員の押切委員を加えた方々にお願いしたいと思ひますが、よろしいでしょうか。
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 それでは、整理番号１は、農地部会と押切委員の皆様に調整をお願いいたします。

日程第 10 議案第 5 号 農用地利用集積等促進計画を定めるべきことの要請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長

議案第 5 号 農用地利用集積等促進計画を定めるべきことの要請について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項では、「農業委員会は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認めるときは、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを、農地中間管理機構に対し要請することができる。」とされております。

本案は、賃貸借による権利の設定 1 件による農用地利用集積等促進計画書の作成要請でございますが、整理番号 1 の所有者は、札幌市中央区北〇条西〇丁目〇番地〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、対象地は厚陽〇〇〇番、〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇. 〇〇㎡で、この土地を厚陽〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に賃貸借による権利の設定でございます。

以上、それぞれ関係者の同意により、新たな権利を設定し、農用地利用集積等促進計画を定めるべく、農地中間管理機構に要請しようとするものでありますが、詳細につきましては前田主事より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

なお、本案については、議案関係資料の要件確認チェックリストのとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項第 1 号から第 4 号のそれぞれの要件を満たしておりますことを申し添えいたします。

前田主事

(詳細説明あるも省略)

議長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

それでは、議案第 5 号の質疑を行います。○番〇〇委員が、浜中町農業委員会会議規則第 10 条の規定により、議事参与の制限に該当いたします。

これから議案第 5 号の審議を行います。○番〇〇委員につきましては、ここで退席願います。

(〇〇委員退席)

それでは、これから議案第 5 号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

2 番嵯峨委員。

嵯峨委員 この土地については、〇〇さんの隣で両サイドとも〇〇さんの農地があつて、協議の際に〇〇さんからは使用したいという話は無かつたのでしょうか。

事務局 〇〇さんからは、自分が畑を広げるつもりはないとのことでした。

嵯峨委員 わかりました、問題なければ良いです。

議長 ほかに質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第5号を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よつて、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

(〇〇委員入室)

日程第11 議案第6号 農業経営基盤強化促進事業による農用地買入協議についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 議案第6号 農業経営基盤強化促進事業による農用地買入協議について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第22条第1項では、「農業委員会は、地域計画の区域内の農用地所有者から、農用地の所有権移転についてあつせんを受けたい旨の申出があり、かつ、当該農用地を含む周辺地域における農用地の保有及び利用現況及び将来の見通し等からみて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積を図るため、農地中間管理機構による買入れが特に必要であると認めるときは、市町村の長に対し、通知をするよう要請することができる。」とされております。

本案については2件の買入協議でございますが、整理番号1は、姉別南〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地に係るもので、令和〇年〇月〇日付けで所有権移転の申出を受けておりました、整理番号2は、茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇〇氏所有地に係るもので、令和〇年〇月〇日付けで所有権移転の申出を受けておりましたが、

整理番号 1、2 共に調整委員により調整した結果、農地中間管理機構による買入が必要と判断し、ここに町長に対し、農用地の買入協議に係る要請書を提出しようとするものでございます。

以上、提案の理由及びその内容をご説明申し上げましたが、詳細につきましては農政係長より説明いたしますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農 政 係 長

(詳細説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
それでは、これから議案第 6 号の質疑を行います。
整理番号 1 について、質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、整理番号 2 について質疑を行います。
質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号 1 を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号 1 は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号 2 を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号 2 は、原案のとおり可決されました。

日程第 12 議案第 7 号 浜中町農業振興地域整備計画の変更についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長

議案第7号 浜中町農業振興地域整備計画の変更について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

本案については、令和8年3月3日付け浜農振で、浜中町農業振興地域整備計画書の変更について、町長より意見照会があったものですが、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定では、「市町村は、農業振興地域整備基本方針の変更若しくは農業振興地域の区域の変更により、基礎調査の結果、または経済事情の変動その他の推移により必要が生じたときは、農業振興地域整備計画を変更しなければならない。」と定められており、同法施行規則第3条の2の規定において、「市町村が農業振興地域整備計画を変更する場合には、農業委員会の意見を聴くものとする。」とされております。

今回の変更は、農家住宅の建設に伴う農用地区域からの除外を行おうとするものでございますが、整備計画の変更案について意見を求められた本委員会といたしましては、総会において、変更案について適正であるか否かの協議をし、その結果を町長に報告することとなっております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、概略につきましては、農政係長より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農政係 長

(詳細説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
それでは、これから議案第7号の質疑を行います。
質疑ありませんか。

12番百々委員。

百々委員

この地図ではどこに建てるのかわからないのですが、もう少し詳しくわかる図はありませんか。

事務局

(図により説明)

百々委員

わかりました。

議 長

ほかに質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

	次に、討論を省略し、議案第 7 号を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 7 号は、原案のとおり可決されました。
	日程第 13 議案第 8 号 令和 8 年度最適化活動の目標の設定等についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。
事 務 局 長	議案第 8 号 令和 8 年度最適化活動の目標の設定等について、提案の理由をご説明申し上げます。 農業委員会等に関する法律第 37 条の規定では、「農業委員会は、その運営の透明性を確保するため、農林水産省令で定めるところにより、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。」とされており、農業委員会総会において、毎年度の目標を設定し、市町村のホームページ等を活用し、インターネットで公表することとなっております。 内容といたしましては、「農地の集積に係る目標」、「遊休農地の解消に係る目標」、「新規参入の促進に係る目標」、などについて、目標設定を定めるものでございます。 以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、概略につきましては農政係長より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。
農 政 係 長	(詳細説明あるも省略)
議 長	事務局より提案理由の説明が終わりました。 これから議案第 8 号の質疑を行います。 質疑ありませんか。
各 委 員	(質疑なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、議案第 8 号を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
各 委 員	(異議なしの声)

議	長	異議なしと認めます。 よって、議案第 8 号は、原案のとおり可決されました。
		日程第 1 4 次回総会日程についてを議題とします。事務局より提案させます。
事 務 局 長		次回総会について、4 月 3 0 日、木曜日、午前 1 0 時 0 0 分からを提案します。
議	長	事務局より提案がありましたが、次回総会日程については、3 月 3 0 日、金曜日、午前 1 0 時 0 0 分からということでよろしいでしょうか。
各 委 員		(異議なしの声)
議	長	異議がないようなので、次回総会日程については、3 月 3 0 日、金曜日、午前 1 0 時 0 0 分からに決定いたしました。
		以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。 これで、第 3 3 回浜中町農業委員会総会を終了いたします。 ご苦労さまでした。

閉会時刻 午前 1 1 時 5 0 分

上記会議の顛末を記載し相違なきことを証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会

会長 白 川 英 之

浜中町農業委員会

8 番 齋 藤 晃 佳

浜中町農業委員会

9 番 谷 口 正 明